

管理区域への入域時における装備品の不携帯に関する調査結果について

<概要>

(事象の発生状況)

- 平成 21 年 10 月 29 日、見学者の案内を行っていた当社社員 1 名が、誤って警報付個人線量計を携帯せずに使用済燃料を収納した貯蔵容器を保管している建物に入域しました。

(平成 21 年 10 月 30 日お知らせ済み・公表区分その他)

(調査結果)

- 委託監視員が見学者用通路の通行防止用ロープを事前に外していました。
- 警報付個人線量計を携帯しなかった社員は、委託監視員より本人確認を受けた後、見学者が本人確認を受けている間に、見学者用通路から入域していました。

(推定原因)

- 警報付個人線量計を携帯しなかった社員は、警報付個人線量計の携帯の必要性を認識していたものの、見学者を速やかに案内したいとの思いから、これを失念し、委託監視員が見学者の本人確認を行っている間に、通行防止用ロープが外されていた見学者用通路から入域してしまいました。
- 入域手順では、委託監視員が入域者の本人確認を行った後、入域者自らが警報付個人線量計を取り出し、委託監視員が携帯を確認することとしていましたが、警報付個人線量計貸出装置が本人確認位置の後ろにあることから、委託監視員は警報付個人線量計の携帯を確認できませんでした。

(対策)

- 入域者が警報付個人線量計を取り出してから、委託監視員が本人確認を行うように手順を見直すとともに、委託監視員の監視位置を変更します。
- 当該社員に対しては、見学対応時においても管理区域に入域する際には警報付個人線量計を携帯することについて再教育するとともに、社員に対し今回の事象を説明し再発防止の周知を実施します。

詳細は以下のとおりです。

1. 事象の発生状況

平成 21 年 10 月 29 日午後 3 時 33 分頃、見学者（4 名）の案内を行っていた当社社員 5 名が使用済燃料輸送容器保管建屋*¹（管理区域*²）に入域しましたが、午後 3 時 35 分頃、その内の 1 名の社員が警報付個人線量計*³を携帯していない可能性があることに、管理区域の出入り管理エリアの委託監視員が気づき、直ちに同行していた別の当社社員に連絡しました。

その後、午後 3 時 45 分頃、当該社員が退域する際に、警報付個人線量計を携帯していないことを委託監視員が確認しました。

現場の放射線量および当該社員の入域時間から評価した結果、当該社員に放射線による被ばくはないと評価しました。

なお、警報付個人線量計を携帯していた他の社員および見学者の被ばく線量は0.00ミリシーベルトでした。

(平成21年10月30日お知らせ済み・公表区分その他)

2. 調査結果

調査の結果、以下のことがわかりました。

- ・ 使用済燃料輸送容器保管建屋において、所員および作業員が管理区域に入域する手順は、委託監視員による本人確認を受けた後、入域する人が自ら警報付個人線量計を取り出し、委託監視員による携帯の確認を受けたうえで、入退域管理装置*4が設置されている入域通路を通過することとなっていること。
- ・ 委託監視員が見学者用通路の通行防止用ロープを事前に外していたこと。
- ・ 当該社員は使用済燃料輸送容器保管建屋への入域手順は理解していたものの、警報付個人線量計を携帯することを失念し、委託監視員による本人確認を受けた後、これを携帯せずに見学者用通路から入域していたこと。
- ・ 委託監視員による見学者の本人確認を実施している間に、当該社員が先に入域してしまったこと。
- ・ 委託監視員が、使用されている警報付個人線量計の数を確認したところ、入域者人数と警報付個人線量計の数が合わないため、見学案内を行う社員5名のうち1名が警報付個人線量計を携帯していないことに気づき、当該社員と同行していた社員に連絡したこと。
- ・ 委託監視員は、当該社員が警報付個人線量計を携帯していないことを退域する際に確認したこと。

3. 推定原因

調査の結果、以下の原因により警報付個人線量計を携帯せずに入域してしまったものと推定しました。

- ・ 見学者用通路の通行防止用ロープを外す手順が明確ではなく、今回においては当該社員の本人確認前に委託監視員が通行防止用ロープを外したこと。
- ・ 当該社員は管理区域への入域の方法は理解していたものの、見学者を速やかに案内したいとの思いから、警報付個人線量計を携帯することを失念し、通行防止用ロープが外されていた見学者用通路から入域してしまったこと。
- ・ 委託監視員が当該社員の本人確認を実施した後、当該社員が自ら警報付個人線量計を取り出し、委託監視員が警報付個人線量計の携帯を確認する手順となっていたが、警報付個人線量計の貸出装置が本人確認位置の後ろにあることから、委託監視員が見学者の本人確認を実施している間に当該社員が先に管理区域に入域してしまい、警報付個人線量計の携帯を確認できなかったこと。

4. 対策

使用済燃料輸送容器保管建屋では、入域の際、本人確認後に入域者が警報付個人線量計を取り出す手順となっていたことから、入域者が警報付個人線量計を取り出した後に、委託監視員が本人確認を行うように手順を見直すとともに、委託監視員の監視位置を変更します。また、通行防止用ロープについては委託監視員が本人確認を実施してから取り外す手順とします。

なお、当該社員に対しては、見学対応時においても管理区域に入域する際には警報付個人線量計を携帯するよう再教育するとともに、社員に対し今回の事象を説明し再発防止の周知を実施します。

以 上

* 1 使用済燃料輸送容器保管建屋

使用済燃料を輸送するための輸送容器と、使用済燃料を貯蔵するための乾式貯蔵容器を保管する建屋。

* 2 管理区域

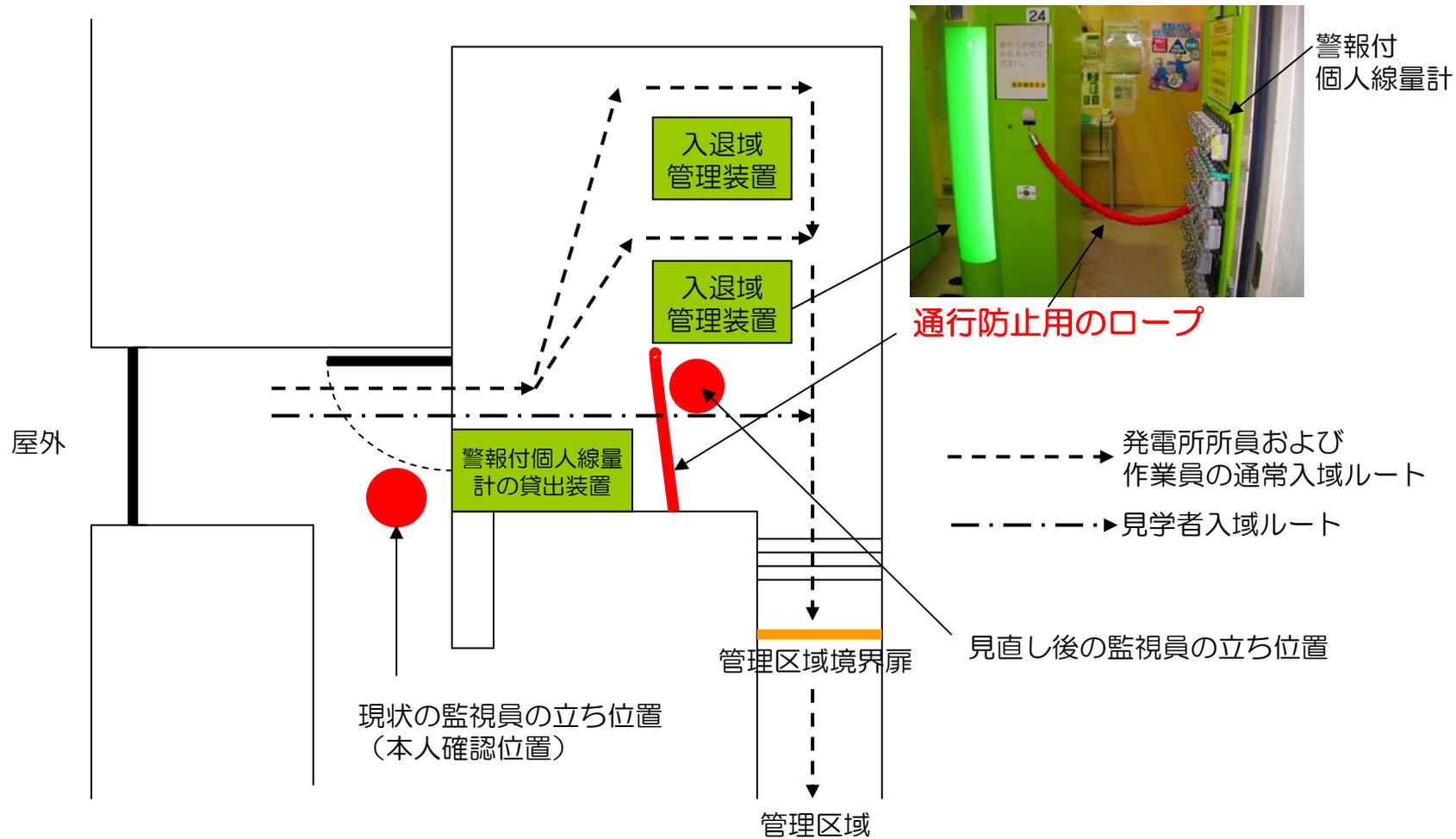
放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかるため管理を必要とする区域。

* 3 警報付個人線量計

作業員個人の被ばく線量および放射線管理区域の入域時間を測定する測定器。被ばく線量や入域時間があるレベルに達したときに警報が鳴る。

* 4 入退域管理装置

管理区域入退域者の入退域登録、退域者の被ばく線量の読み取り等を行う装置。



使用済燃料輸送容器保管建屋
管理区域出入り管理エリア